

豊田市用地取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、産業集積地区において工場又は研究所（以下「工場等」という。）を新設又は増設（設備一新を除く。以下「新設等」という。）するために新たに土地を取得して高度先端産業分野、次世代成長分野等又は集積業種の製造業等を営む者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業集積地区 豊田市成長投資促進条例（令和6年条例第48号。以下「条例」という。）第2条第13号に規定する地区をいう。
- (2) 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる大分類E－製造業（以下「製造業」という。）及び大分類G－情報通信業のうち、小分類391－ソフトウェア業に分類される産業をいう。
- (3) 工場 製造業等の用に供する施設をいう。
- (4) 研究所 製造業等に係る研究又は開発の用に供する施設をいう。
- (5) 新設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。
 - ア 新たに土地（既存の工場等の敷地に隣接していない土地をいう。）を取得又は賃借（既に取得又は賃借している土地の初めての利用を含む。）し、工場等を建設すること。（新規立地）
 - イ 既に事業を行っている敷地内又は新たに取得若しくは賃借した隣接地（既に取得又は賃借している未利用である隣接地を含む。）に新たな工場等を建設すること。（新築）
- (6) 増設 次に掲げるいずれかに該当することをいう。
 - ア 自ら所有又は賃借する既存の工場等を増築すること。（増築）
 - イ 自ら所有又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械及び装置を一新すること。（設備一新）
- (7) 高度先端産業分野 豊田市21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱第2条第6号に規定する分野をいう。
- (8) 次世代成長分野等 豊田市創造産業立地補助金交付要綱第2条第6号に規定する分野等をいう。
- (9) 集積業種 豊田市創造産業立地補助金交付要綱第2条第7号に規定する業種をいう。
- (10) 企業 営利目的をもって事業を営む法人（国又は地方公共団体が経営する企業は除く。）をいう。
- (11) 事業者 新設等を行う者のうち、企業をいう。
- (12) 事業所 単一の経営主体のもと、一区画の土地を占めて人及び機械及び装置を有し

て経済活動が継続的に行われている場所的単位をいう。

- (13) 土地取得費用 新設等に係る事業所の工事等に着手した日（以下「事業着手日」という。）前1年に当たる日から当該事業所が操業を開始した日までの期間に事業者が取得した土地（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産に限る。）の価格をいう。
- (14) 操業 第8条に規定する補助金交付対象事業者認定申請書に基づき、工場等において事業活動を行うことをいう。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、豊田市21世紀高度先端産業立地補助金（以下「21世紀補助金」という。）又は豊田市創造産業立地補助金（以下「創造産業立地補助金」という。）の交付を受け、産業集積地区において工場等を新設等する者が、土地を取得する場合において、その費用の一部について補助金を交付することにより、地域産業の持続的発展に資することを目的とする。

（補助対象事業者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、21世紀補助金又は創造産業立地補助金いずれかの交付を受ける者とする。

（補助対象事業）

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が工場等を新設等する目的で産業集積地区内の土地を新たに取得するものとする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、当該工場等の新設等に伴う土地取得費用に限る。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

- (1) 過去に奨励金その他の名目で市から交付を受けた資産に係る経費
- (2) 21世紀補助金又は創造産業立地補助金の補助対象経費
- (3) その他市長が不適当と認める経費

（補助金額等）

第7条 補助金の額及び限度額については次の各号に定めるところによるものとし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 補助金の額 補助対象経費の100分の10の額
- (2) 限度額 1億円

（認定申請）

第8条 補助対象事業者は、21世紀補助金交付要綱第8条又は創造産業立地補助金交付要綱第8条の規定による申請と同時に補助金交付対象事業者認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）誓約書（様式第2号）

（2）取得する土地の位置図・形状図

（3）21世紀補助金又は創造産業立地補助金の対象事業の施行において、当該土地が必要であることを証する書類

（4）委任状（様式第3号）（申請を第三者に委任する場合に限る。）

（5）その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請（以下「認定申請」という。）は、同一の新設又は増設について、条例第3条第1号アに規定する成長産業立地奨励金又は同号イに規定する設備投資奨励金と重複して申請することができない。

（認定可否の決定）

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付対象事業者として承認又は却下を決定するものとし、その結果について、補助金交付対象事業者認定可否決定書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付対象事業者として承認の決定（以下「認定決定」という。）をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、前条の申請をする補助対象事業者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。

（内容変更等）

第10条 認定決定を受けた補助対象事業者（以下「認定事業者」という。）は、第13条第2項に規定する操業継続期間が満了するまでの間に、認定決定を受けた補助対象事業（以下「認定事業」という。）の内容に変更（軽微な変更を除く。）が生じるときは、あらかじめ市長に認定事業計画変更承認申請書（様式第5号）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による認定事業計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、認定事業計画の変更の承認又は却下を認定事業計画変更可否決定書（様式第6号）により、当該認定事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する認定事業の変更承認の決定（以下「変更認定決定」という。）をする場合において、補助金交付の目的を達成するために必要と認めるときは、条件を付することができる。

4 認定事業者は、次のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに市長に認定事業中止・廃止届（様式第7号）を届け出なければならない。

- (1) 認定事業を中止又は廃止するとき。
- (2) 第4条に規定する補助対象事業者の要件を満たさなくなるとき。
- (3) 第5条に規定する補助対象事業の要件を満たさなくなるとき

(認定決定の取消し)

第11条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する補助対象事業者の要件を欠くこととなったとき。
- (2) 第5条に規定する補助対象事業の要件を欠くこととなったとき。
- (3) 第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 第13条第1項で定める期間内に認定事業に係る工場等の操業を開始しないとき。
- (5) 偽りその他不正な行為により、認定を受けたとき。
- (6) この要綱又は規則に違反したとき。
- (7) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが著しく不適當であると認めるとき。

(地位の承継)

第12条 合併、分割、相続その他の理由により、認定事業者の地位を承継した者は、21世紀補助金交付要綱第12条又は創造産業立地補助金交付要綱第12条の規定による申請と同時に認定事業者承継申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 委任状(様式第3号)(申請を第三者に委任する場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、認定事業者として承認又は却下を決定するものとし、その結果について、認定事業者承継可否決定書(様式第9号)により通知するものとする。

3 市長は、本補助金の交付事務に必要な内容に関し、第1項の申請をする者の同意を得た上で、市税の収納状況を確認することができる。

(操業開始期日及び操業継続期間)

第13条 認定事業者は、第8条の規定による補助金交付対象事業者認定申請書を提出した日の翌日から起算して3年以内に認定事業に係る工場等の操業を開始しなければならない。

2 認定事業者は、当該工場等の操業を操業開始の日の翌日から起算して5年間継続しなければならない。

(交付申請及び実績報告)

第14条 認定事業者は、21世紀補助金交付要綱第14条又は創造産業立地補助金交付要綱第14条の規定による申請と同時に補助金交付申請書兼実績報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 土地売買契約書の写し
- (2) 土地取得費用の支払を証する書類
- (3) 新設等に伴い取得した土地の登記簿の写し
- (4) 委任状(様式第3号)(申請を第三者に委任する場合に限る。)
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(交付可否の決定、補助金額の確定及び交付)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じ実態調査等を行い、補助金の交付可否及び予算の範囲内で交付すべき補助金額を確定し、補助金交付可否決定通知書(様式第13号)により当該認定事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付決定を受けた認定事業者(以下「交付決定事業者」という。)は、市長が指定する請求書により、速やかに補助金の請求をするものとする。

3 市長は、前項の規定により交付決定事業者から補助金の請求を受けたときは、第1項の規定により確定した補助金額を、当該交付決定事業者に交付するものとする。

(検査)

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、認定事業者の報告に基づき、帳簿等関係書類及び物件、施設等を検査することができる。

2 認定事業者は、前項の規定に基づく検査を正当な理由なく、これを拒んではならない。

(帳簿等の保存期間)

第17条 認定事業者は、帳簿等の認定事業に係る全ての関係書類を、認定事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 交付決定事業者は、認定事業が完了した年度の翌年度から起算して5年を経過する前に当該認定事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

(交付決定の取消し、補助金の返還及び加算金)

第19条 市長は、交付決定事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を

返還させなければならない。

- (1) 第4条に規定する補助対象事業者の要件を欠くこととなったとき。
 - (2) 第5条に規定する補助対象事業の要件を欠くこととなったとき。
 - (3) 第9条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
 - (4) 第13条第2項で定める期間内に当該工場等の全部又は一部の操業を休止し、又は廃止したと認められるとき。
 - (5) 第18条の規定に違反して当該認定事業により取得した財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供したとき。
 - (6) 偽りその他不正な行為により、認定を受けたとき。
 - (7) この要綱又は規則に違反したとき。
 - (8) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為を行ったと認められるとき。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが著しく不適当であると認めるとき。
- 2 市長は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部の取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を決定したときは、その旨を補助金取消等通知書（様式第15号）により、交付決定事業者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた交付決定事業者は、市長が別に定める期日までに返還を命ぜられた額を納付しなければならない。
- 4 交付決定事業者は、第1条の規定による補助金の全部又は一部の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 5 交付決定事業者は、第1条の規定による補助金の全部又は一部の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。
- 6 前2項の場合において、市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の一部を免除することができる。

（職権修正）

第20条 市長は、補助金の交付事務を行うに当たり、補助対象事業者から提出された第8条に規定する書類若しくは認定事業者から提出された第10条第1項、第4項、第12条第1項、第2項又は第14条に規定する書類に不備があるときは、当該職員にこれを修正させることができる。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和 1 0 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に認定を受けた認定事業者に対する当該認定に係る補助金の交付については、なお従前の例による。